

再度の要請です  
佐賀地裁の判決を受け入れ、控訴しないで下さい  
～ 一刻も早くゲートを開放してください ～

2008年7月8日

要 請 書

農林水産大臣 若林正俊様

徳山ダム建設中止を求める会（代表：上田武夫）

6月27日に、佐賀地裁の判決の報に接し、直ちに「佐賀地裁の判決を受け入れ、控訴しないで下さい～一刻も早くゲートを開放してください～」という要望書を送りました。

控訴期限前日の7月10日に、控訴する・しないを決めるとのこと。再度要請します。どうか控訴しないで下さい。

農水省は、川辺川利水訴訟及び永源寺第二ダム訴訟において控訴審で敗訴しています。

「行政を勝たせる」のが当たり前になってしまっている日本の裁判所で、直近5年以内に二度も控訴審で敗訴しているだけで十分に「赤恥」です。また、納税者としての素朴な感情としても、「もう控訴審を維持するために少なからぬ税金を使うのはやめて欲しい」と思います。税金を使って「猫の目農政×杜撰な農水土木＝土台から腐っている農水省」を天下に（国際的に）知らしめることに、何の益があるのでしょうか？

庶民を見下しているとしか思えない洞爺湖畔のホテル（過剰警備で護られた！）でのG8サミットで、世界が直面する難題を解決する処方箋は出てきませんでした - 当然です。ただそのG8サミットでも「環境」は大きなテーマにならざるを得ませんでした。人間が生きていくためには、食べ物が必要です。「豊かな自然生態系を保持する」ことは、単に「癒し」「地球に優しい」という領域にとどまりません。人類の生存がかかっているのです。

COP10開催が予定されている名古屋の海・伊勢湾も数々の「開発」で汚れてしまいました。未来に向け、本来の山（森）- 川 - 海を取り戻すべく、私たちは木曾川流域で活動しています。COP10開催のときには、諫早湾が本来の姿を取り戻す確実な一步を踏み出していることを、世界の人々に報告したい、と心から念じています。

山（森）- 川 - 海は繋がっています。汽水域 - 干潟は特に大切な場所です。

若林農水大臣におかれましては、過去の歪んだ（かつ失敗した）“開発農政”にとらわれることなく、本当の意味での未来志向でお考え頂きたく存じます。控訴断念の英断は、国際的に、そして未来に高い評価を受けるでしょう。

佐賀地裁の判決を受け入れ、控訴しないで下さい。一刻も早く開門してください。

以上

連絡先：徳山ダム建設中止を求める会・事務局 近藤ゆり子  
〒503-0875 岐阜県大垣市田町1-20-1 TEL/FAX 0584-78-4119